

子育て支援事業運営業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

- 1 件名 利用者支援事業（基本型）及びファミリー・サポート・センター事業運営業務委託（債務負担行為）

2 事業概要

（１）あきる野市利用者支援事業（基本型）

ア 目的

地域において、子ども及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う（利用者支援）とともに、その機能を果たすために、地域の子育て支援関係機関とのネットワークを構築（地域連携）することにより、子育てしやすい環境を整えることを目的とする。

イ 事業内容

（ア）利用者支援業務

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供・相談・利用支援等を行う。

（イ）地域連携業務

教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を実施している関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。

（ウ）広報業務

事業の実施に当たり、利用者支援事業の対象、内容、利用方法、実施状況、子育てに関する情報等について、積極的な広報活動を実施し、広く市民に周知を図る。

ウ 履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

（２）あきる野市ファミリー・サポート・センター事業

ア 目的

地域において、育児の支援を受けたい者と育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、家庭で子育てをしている保護者が安心できる環境づくりを行う。

イ 事業内容

（ア）会員の募集、受付、登録及び広報

（イ）会員の相互援助活動の受付及び調整

（ウ）会員への講習、指導及び会員間交流

（エ）保育所や医療機関等子育て支援関連施設・事業者との連絡調整に関すること。

ウ 履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

3 提案限度額（予算）

提案限度額は、１１２，７４５千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

【内訳】

利用者支援事業（基本型）	６２，４７５千円
ファミリー・サポート・センター事業	５０，２７０千円

なお、参考見積書（価格提案書）の金額が提示している額を超過した場合は失格とする。

４ プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

５ 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

（１）選定方法 公募型プロポーザル方式

（２）理由

本事業は、その機能を効果的に発揮できるよう、実施事業者には子育てを支援する資質、能力及び地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質及び能力が求められる。

このため、実施事業者の選定は、提案（申請）の資格を満たす者を広く公募し、応募者の提出する事業計画書の審査及びプレゼンテーションを通じて、提案内容を評価する。

６ 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。

また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- （１）東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- （４）令和７年１０月３日（金）から１２月２２日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２２年あきる野市通達第３７号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

７ 事業の支援内容等に係る基本的事項

事業の支援内容等は、次の事項のほか、別添の仕様書の定めによる。なお、仕様書はあくまで現時点の案であり、実際の支援内容と異なる場合がある。

(1) あきる野市利用者支援事業（基本型）

あきる野ルピア内において、子育てに関する総合相談窓口を開設し、利用者支援業務、地域連携業務及び広報業務のほか、事業を円滑に実施するために必要な業務を行う。

ア 運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（週6日間実施）

ただし、あきる野ルピアの休業日である第2水曜日は休業するため、第2週目については5日間の実施とする。

ウ 実施時間（開設時間） 午前10時から午後6時30分まで

エ 休業日 第2水曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

オ 業務体制等

（ア）利用者支援専門員の配置

あきる野市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱（平成29年あきる野市通達第1号）第5条「基本型における職員の配置」の要件を満たす者を「利用者支援専門員」として位置付け、専任職員を常時1人以上配置する。

（イ）補助職員の配置

利用者支援専門員を補助する職員を1人以上適宜配置する。

（ウ）研修等の受講

（エ）時間外の対応

受注者は、相談の対応時間外においても緊急連絡が取れるような体制を整備し、業務責任者の連絡先を発注者に報告する。

(2) あきる野市ファミリー・サポート・センター事業

会員の募集、受付、登録及び広報、会員の相互援助活動の受付及び調整、会員への講習、指導及び会員間交流のほか、事業の目的を達成するために必要なことを行う。

ア 運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（週6日間実施）

ただし、あきる野ルピアの休業日である第2水曜日は休業するため、第2週目については5日間の実施とする。

ウ 実施時間（開設時間） 午前10時から午後6時30分まで

エ 休業日 第2水曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

オ 業務体制

（ア）アドバイザーの配置

センターの業務を実施するためにアドバイザーを常時1人以上配置する。また、アドバイザーには、保育士、幼稚園教諭等の経験者など、育児に関する専門的知識と十分な経験を有した者を充てる。

(3) 実施施設（別紙の図面のとおり）

所在地 あきる野市秋川一丁目8番地

構造等 鉄筋コンクリート造（4階建）2階部分の一部

ア あきる野市利用者支援事業（基本型）

床面積 23.62平方メートル

イ あきる野市ファミリー・サポート・センター事業

床面積 23.28平方メートル

（4）市が支払う経費

実施施設（あきる野ルピア2階の一部）の賃借料、共益費及び光熱水費、修繕費並びに備品購入費

（5）個人情報保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うことになることから、実施事業者は、委託契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守すること。また、個人情報を取り扱う職員（従事者）に対して研修を行うものとする。

8 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

（1）提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（2）提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター

子育て支援事業係

（〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階）

（3）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

（4）提出書類

ア 参加申込書

イ 法人は履歴事項全部証明書、商号登記している個人は履歴事項全部証明書（写し可）

ウ 法人等概要書、パンフレット等

エ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

9 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和7年10月29日（水）までに参加資格審査結果通知書（様式第2号）を参加希望者に発送するものとする。

10 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

11 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第４号）に記載し、次のとおり提出する。なお、質問に対する回答は、参加者全員に対して、令和７年１１月１７日（月）までに電子メール又はＦＡＸで行うものとする。

- （１）受付期限 令和７年１１月７日（金）午後５時まで
- （２）提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター
子育て支援事業係
- （３）提出方法 電子メール又はＦＡＸ

12 提出書類の作成及び提出

- （１）企画提案書（様式第５号－１） ８部
- （２）価格提案書（様式第５号－２） １部
- （３）提出書類作成に当たっての注意事項
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合又は談合その他不正行為があった場合は、失格とする。
 - イ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
 - ウ 価格提案書には、経費内訳書を添付すること。
- （４）提出期限等
 - ア 提出期限 令和７年１２月１２日（金）午後５時
 - イ 提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター
子育て支援事業係
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

13 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- （１）開催日 令和７年１２月２２日（月）
- （２）場 所 あきる野市役所庁舎内を予定
- （３）所要時間 １事業者につき３０分程度
- （４）内容
 - 企画提案書の説明（２０分以内）をした後、質疑応答（１０分程度）を行う。
- （５）説明者
 - 原則として、本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、３人以内とする。
- （６）使用機器
 - プロジェクター（EPSON EB-FH52）及びスクリーンはあきる野市で用意するが、パソコン等の機器は参加者が持参すること。
 - ※ HDMI 端子を使用してパソコンを接続する場合は、HDMI ケーブルを持参すること。
- （７）集合時間等
 - 集合時間等は、参加者ごとに追って通知する。

14 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

(1) 企画提案書の配点 90点

評価項目及び配点

評価項目	配点
1 基本的事項	
(1) 事業実施に当たっての理念・方針	10点
(2) 利用者支援事業（基本型）若しくはファミリー・サポート・センター事業又はこれらに類似する事業の実績	10点
(3) 組織及び人事計画（職員配置、職員採用、職員研修）	10点
2 事業計画	
(1) サービスの質の確保・向上に関する計画	15点
(2) 地域の子育て支援に関する計画	10点
(3) 適切な自主事業の計画	10点
3 管理運営	
安全管理に関する計画・平等性に関する計画	15点
4 その他	
当該事業に対する新たな提案（自由提案）	10点

(2) 価格提案額の配点 10点

提案額が提案限度額を超過している場合は、失格とする。

(3) その他

ア 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、くじにより順位を決定する。

イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が60点に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

ウ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合及び提出書類に虚偽の記載をした場合は、評価点を0点とする。

15 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

(1) 公示（案件公表）	令和7年10月 3日（金）
(2) 資料配布	令和7年10月 3日（金）
(3) 参加申込書の提出期限	令和7年10月24日（金）午後5時まで
(4) 資格審査結果通知	令和7年10月29日（水）
(5) 質問の受付期限	令和7年11月 7日（金）午後5時まで
(6) 質問に対する回答予定日	令和7年11月17日（月）
(7) 企画提案書等の提出期限	令和7年12月12日（金）午後5時まで
(8) 審査（プレゼンテーション等）の実施	令和7年12月22日（月）
(9) 審査結果の通知（発送）	令和8年1月上旬（予定）

(10) 審査結果の公表

令和8年2月（予定）

※ 受託候補者として特定した者との契約締結後

16 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

17 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容が基本となるが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

18 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する全ての費用は、プロポーザル参加者側の負担とする。

(2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。

(4) 提出書類の返却は行わないものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結後の公開とする。

19 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市役所 こども家庭部 こども家庭センター
子育て支援事業係

所在地：〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階

電話番号：042-550-3361

FAX番号：042-550-3365

メールアドレス：kosodate-jigyo@city.akiruno.lg.jp

